



改正道路交通法の概要

《平成26年6月1日施行》

「一定の病気等」にかかっているか判断するための質問制度

運転免許を取得しようとする者や免許を更新しようとする者に対して「一定の病気等」(※)にかかっているか判断するための**質問票**が交付されます。

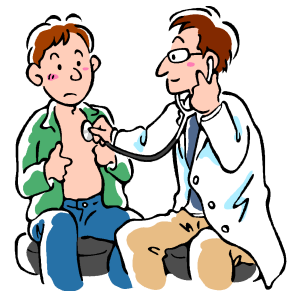
虚偽の回答をした場合には、**「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」**が科されます。



(※)一定の病気等とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気等として、免許の拒否又は取消し等の事由とされているものをいいます。

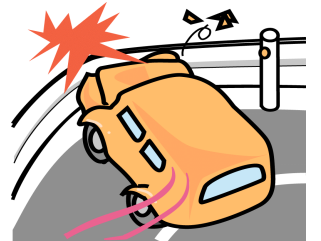
医師による任意の届出制度

「一定の病気等」にかかっている者を診察した医師は、その者が運転免許を受けていると知ったときは、診察結果を公安委員会に届け出ることができます。



免許の効力暫定停止制度

交通事故の状況により、「一定の病気等」の疑いがあるドライバーについては、専門医の診断を待たずに免許の効力を暫定的に停止することができます。



免許再取得時の技能・学科試験の免除制度

「一定の病気等」に該当することなどを理由に免許を取り消された場合、免許を取り消された日から3年以内に免許を再取得する場合は技能試験と学科試験が免除されます。

取消処分者講習の受講対象の拡大

免許が失効等したため違反行為等を理由とする免許の取消し処分を受けなかった者等で、試験(仮免許試験を除く。)を受けようとする者は、過去1年以内に取消処分者講習を終了した者でなければなりません。

群馬県警察